

# 千葉県立地企業補助金（可能性調査）

# 手続きフロー

## 手続きの内容

## 提出時期

## 備考

事前調整



市町村→県

市町村計画認定申請  
〔第四号様式の二〕

要綱第三条の二



県→市町村

市町村計画認定

要綱第三条の二



市町村→県

千葉県立地企業補助金  
交付申請 〔第五号様式〕

要綱第五条



県→市町村

交付決定通知

交付規則第六条



市町村→県

千葉県立地企業補助金  
実績報告書 〔第八号様式〕

要綱第九条



県→市町村

補助金等の額の確定

交付規則第十四条



市町村→県

千葉県立地企業補助金  
交付請求書 〔第九号様式〕

要綱第十条



県→市町村

支払い

事業着手前（契約前）

委託業務契約後

補助事業完了の日から  
起算して30日以内

○県都市計画課、農地農村振興課などの関係各課と十分な調整を行っておくこと。

○申請書を提出する際、  
・市町村マスタープラン等と適合していること又は適合することが見込まれること。  
・市町村計画が具体的であり、確実に実施されると見込まれること。  
を確認すること。

○委託業務内容（仕様書）について、必要な調査項目が網羅されているか、事前に確認を受けること。

○契約後、速やかに申請すること。

○事業採算性の検証、企業ニーズ調査など、補助対象経費のみを切り分けて、申請すること。

### 【添付書類】

- ・ 検査調書（市町村が検査したもの）
- ・ 契約書（補助対象経費がわかるもの）
- ・ 支払い関係書類  
（業者から市町村に対する請求書等）